

# 耳鼻咽喉科特定疾患療養管理料 に関する院内掲示

当院は厚生労働省が定める基準に基づき、耳鼻咽喉科の特定の慢性疾患を有するお子様に対し、継続的な病状管理や計画的な療養指導を行っております。

1. 算定点数：150点（月1回まで算定可能）

2. 対象となる患者様

以下の要件をすべて満たす6歳以上15歳未満の患者様が対象となります。

- ・ 主病名：滲出性中耳炎
- ・ 状態の要件：
  - A. 発症から3か月以上症状が続いている（遷延している）場合
  - B. または、過去1年間において3回以上繰り返し発症している場合

3. 長期処方・リフィル処方箋への対応について

当院では、患者様の状態に応じて以下の対応が可能です。

- ・ 28日以上 of 長期投薬
- ・ リフィル処方箋の交付

【リフィル処方箋・長期処方に関する当院の方針】

リフィル処方箋や長期処方は、通院負担を軽減できる一方で、「医師の診察がない期間が長くなり、中耳炎の密かな悪化（滲出液の増加や難聴の進行）や、お薬の副作用の発見が遅れる」という医療上のリスクを伴います。そのため当院では、お子様の安全を最優先に考え、以下の基準に基づき医師が個別に可否を判断しております。

- ・ 対応が可能なケース：当院に定期通院されており、鼓膜の状態や聴力が安定しており、お薬の変更や副作用の心配が著しく低いと医師が判断した場合。
- ・ 定期的な対面診察が必要なケース：鼓膜の所見が不安定な場合、定期的な検査（ティンパノメトリー等）が必要な場合、急性中耳炎を併発しやすい状態にある場合など。

※ 初診の患者様へのリフィル処方箋の発行は行っておりません。

※ お子様の安全な医療のため、ご希望をいただいたとしても、医師の医学的判断に基づき通常通りの定期的な受診（通常の処方箋発行）をお願いすることがございます。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

院長